

北部大阪都市計画藍野みどりが丘地区地区計画

1. 地区計画の方針

名 称	藍野みどりが丘地区地区計画	
位 置	茨木市高田町及び太田三丁目地内	
面 積	約 7.4 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	<p>当地区は茨木市の北東部に位置し、1970年代後半の人口急増時代に民間企業によって開発され、良好な住環境を備えた低層住宅地として維持・保全されてきた地区である。</p> <p>この優れた住環境を今後も継続させるため、地区計画によりゆとりと潤いのある低層住宅地の住環境の維持・保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>良好な低層住宅地としての環境を維持・保全するとともに、敷地内の緑化に努め、緑豊かな市街地環境の形成を誘導する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内に配置されている道路及び公園については、安全で快適な環境を形成するために、その機能の維持・保全に努める。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途、規模、壁面の位置等の制限を行うことにより、良好な居住環境の形成を図る。</p>

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

2. 地区整備計画

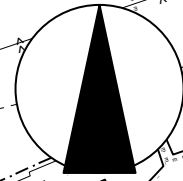
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建ての住宅 (2) 一戸建ての住宅で、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） ア 事務所 イ 学習塾、華道教室その他これらに類する施設 (3) 診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。） (4) 前3号に附属する自動車車庫
		建築物の敷地面積の最低限度	165平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル、ただし軒高は7メートルとする。
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）から敷地境界線までの距離の最低限度は1メートルとする。 ただし、次に掲げるもので、周囲の環境と調和したものについては、この限りでない。 (1) 建築基準法施行令第135条の21に掲げるもの (2) 自動車車庫（建築物と一体の構造をなすものを除く。）

「地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

注) 当該計画は告示時点（平成26年10月31日（市告第314号））時点の法令に基づいています。令和元年10月25日以降、「建築基準法施行令第135条の21」とあるのは「建築基準法施行令第135条の22」とします。

藍野みどりが丘地区地区計画（計画図） 1/2,500

藍野みどりが丘地区地区計画区域



花園二丁目

太田小学校

花園一丁目

高田町

太田茶臼山古墳

名神高速道路

太田三丁目

総持寺太田線

太田二丁目

藍野学院短期大学

計 画 図

平成20年度
北部大阪都市計画
地区計画の決定
(茨木市決定)

S=1/2,500